

トラック運送業における適正取引の推進に向けた荷主対策の深度化に係る荷主等に対する周知について

トラック運送業においては、長時間の荷待ち時間が発生したり、荷主との契約に定めがない荷役作業等の発生により当初の運行計画が崩れたりすることなどが原因で長時間労働が生じており、その是正には、荷待ち時間の削減等について発着荷主の理解と協力を得ることが重要です。

今般、平成 30 年 12 月に貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）の改正が議員立法により行われ、改正内容のうち「荷主対策の深度化」に関する部分が令和元年 7 月 1 日から施行されました。「荷主対策の深度化」として、具体的には以下の改正が行われています。

- ・ トラック運送事業者が同法又は同法に基づく命令を遵守して業務を遂行できるよう、荷主のトラック運送事業者に対する配慮義務が新設されました（同法第 63 条の 2 の新設）。
- ・ 従前より、同法第 64 条に基づき荷主勧告制度（トラック運送事業者が行政処分等を受ける場合に、当該処分等に係る違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められる等の要件を満たすときは、当該荷主に対しても国土交通大臣が再発防止のための勧告を行うもの）が設けられてきましたが、今回の改正により荷主勧告制度の対象が拡充されるとともに、荷主勧告後に公表を行うことが法律上明記され、荷主勧告制度が強化されました（同法第 64 条の改正）。
- ・ 荷主による違反原因行為（トラック運送事業者が同法又は同法に基づく命令に違反する原因となるおそれのある行為）への対処に係る規定（荷主に対する国土交通大臣による働きかけ等の実施、実施についての関係行政機関の長の協力等）が新設されました（同法附則第 1 条の 2 の新設：令和 5 年度末までの時限措置）。

1 荷主関係団体等への周知依頼について

長崎県県経営者協会、長崎県商工会議所連合会、長崎県中小企業団体中央会、長崎県商工会連合会、長崎県労働基準協会（連合会）、建設業労働災害防止協会 長崎県支部など荷主関係団体に対して、別添 1 の依頼文例により周知の依頼を行う。

あわせて、陸上貨物運送事業労働災害防止協会 長崎県支部など、トラック運送事業者関係団体に対しても、別添 2 の依頼文例により周知の依頼を行う。

令和元年10月18日

荷主関係団体 各位

長崎運輸支局
長崎労働局
長崎県トラック協会

トラック運送事業者のコンプライアンスの確保に向けたご理解とご協力
へのお願い（改正貨物自動車運送事業法の荷主関連部分関係）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送事業では、ドライバー不足が深刻化している状況にあります。我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないようにするためには、ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

そのためには、荷主や配送先の都合による長時間の荷待ち時間を発生させないことや、ドライバーが労働時間のルールを遵守できないような運送の依頼を発生させないことなどが重要であり、荷主のご理解とご協力が必要不可欠です。

こうした状況を踏まえ、昨年12月に「貨物自動車運送事業法」の改正が行われ、荷主関連部分として以下の制度改正が行われており、これらについては本年7月1日から施行されています。この改正は、物流機能の維持とトラック運送事業者の働き方改革・コンプライアンス確保のために重要な内容となっています。

つきましては、より多くの荷主の皆様にご周知したく、制度改正の解説リーフレットを送付しますので、地域の荷主企業の皆様とつながりのある貴団体におかれましては、貴団体広報誌への掲載、開催行事での配布等、傘下会員への積極的な周知にご配慮をいただければ誠に幸いに存じます。

【改正事項（荷主関連部分）】

- ① 荷主の配慮義務の新設（荷主のトラック運送事業者に対する配慮義務の新設）
- ② 荷主への勧告制度の拡充（対象の拡充、勧告後の公表の明記）
- ③ 違反原因行為をしている疑いがある荷主に対する国土交通大臣による働きかけ等
 - ・ 国土交通大臣は、違反原因行為（トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為）をしている疑いのある荷主に対して、関係省庁と連携して、トラック運送事業者のコンプライアンス確保には荷主の配慮が重要であることについて理解を求める「働きかけ」を行います。
 - ・ 荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由がある場合等には、「要請」や「勧告・公表」を行います。
 - ・ 独占禁止法の不公正な取引方法に該当すると疑うに足りる事実を把握した場合には、公正取引委員会へ通知します。

< 問合せ先 >

- | | |
|----------------------------------|-----------------|
| ○ 長崎運輸支局運輸・監査部門（リーフレットや制度改正について） | TEL095-839-4747 |
| ○ 長崎労働局労働基準部監督課（労働基準法令について） | TEL095-801-0030 |
| ○ 公益社団法人長崎県トラック協会 | TEL095-838-2281 |

令和元年10月18日

トラック運送事業者関係団体 各位

長崎運輸支局
長崎労働局
長崎県トラック協会トラック運送事業者のコンプライアンスの確保に向けたご理解とご協力
へのお願い（改正貨物自動車運送事業法の荷主関連部分関係）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送事業では、ドライバー不足が深刻化している状況にあります。我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないようにするためには、ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

そのためには、荷主や配送先の都合による長時間の荷待ち時間を発生させないことや、ドライバーが労働時間のルールを遵守できないような運送の依頼を発生させないことなどが重要であり、荷主の理解と協力が不可欠です。

こうした状況を踏まえ、昨年12月に「貨物自動車運送事業法」の改正が行われ、荷主関連部分として以下の制度改正が行われており、これらについては本年7月1日から施行されています。この改正は、物流機能の維持とトラック運送事業者の働き方改革・コンプライアンス確保のために重要な内容となっています。

つきましては、制度改正の解説リーフレットを送付しますので、地域の運送事業者の皆様とつながりのある貴団体におかれましては、貴団体広報誌への掲載、開催行事での配布等、傘下会員への積極的な周知にご配慮をいただければ誠に幸いに存じます。

【改正事項（荷主関連部分）】

- ① 荷主の配慮義務の新設（荷主のトラック運送事業者に対する配慮義務の新設）
- ② 荷主への勧告制度の拡充（対象の拡充、勧告後の公表の明記）
- ③ 違反原因行為をしている疑いがある荷主に対する国土交通大臣による働きかけ等
 - ・ 国土交通大臣は、違反原因行為（トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為）をしている疑いのある荷主に対して、関係省庁と連携して、トラック運送事業者のコンプライアンス確保には荷主の配慮が重要であることについて理解を求める「働きかけ」を行います。
 - ・ 荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足る相当な理由がある場合等には、「要請」や「勧告・公表」を行います。
 - ・ 独占禁止法の不公正な取引方法に該当すると疑うに足る事実を把握した場合には、公正取引委員会へ通知します。

< 問合せ先 >

- | | |
|----------------------------------|-----------------|
| ○ 長崎運輸支局運輸・監査部門（リーフレットや制度改正について） | TEL095-839-4747 |
| ○ 長崎労働局労働基準部監督課（労働基準法令について） | TEL095-801-0030 |
| ○ 公益社団法人長崎県トラック協会 | TEL095-838-2281 |

改正貨物自動車運送事業法〈荷主関連部分〉

荷主の理解・協力を得て、トラックドライバーの働き方改革・法令遵守を進められるようにするための改正が行われました

トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しており、我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないようにするためには、ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

そのためには、荷主や配送先の都合による長時間の荷待ち時間や、ドライバーが労働時間のルールを遵守できないような運送の依頼等を発生させないことが重要であり、荷主の理解と協力が必要不可欠です。

※「荷主」には着荷主や元請事業者も含まれます。

改正事項

令和元年7月1日から施行

① 荷主の配慮義務が新設されました

- 荷主は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を遂行できるよう、必要な配慮をしなければならないこととする責務規定が新設されました。

② 荷主への勧告制度が拡充されました

- 荷主勧告制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者が追加されました。
- 荷主に対して勧告を行った場合には、その旨を公表することが法律に明記されました。

③ 違反原因行為をしている疑いがある荷主に対して、国土交通大臣が働きかけ等を行います

(令和5年度末までの時限措置)

- 国土交通大臣は、「違反原因行為」※(トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為)をしている疑いのある荷主に対して、関係省庁と連携して、トラック運送事業者のコンプライアンス確保には荷主の配慮が重要であることについて理解を求める「働きかけ」を行います。
- 荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由がある場合等には、「要請」や「勧告・公表」を行います。
- トラック運送事業者に対する荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合には、「公正取引委員会へ通知」します。

※違反原因行為の例



荷主の都合による長時間の荷待ち時間が恒常的に発生
⇒ 過労運転防止義務違反を招くおそれ



適切な運行では間に合わない到着時間の指定
⇒ 最高速度違反を招くおそれ



積み込み直前に貨物量を増やすよう指示
⇒ 過積載運行を招くおそれ

違反原因行為を荷主がしている疑いがあると認める場合

働きかけ

荷主が違反原因行為をしていることを疑う相当な理由がある場合

要請

要請してもなお改善されない場合

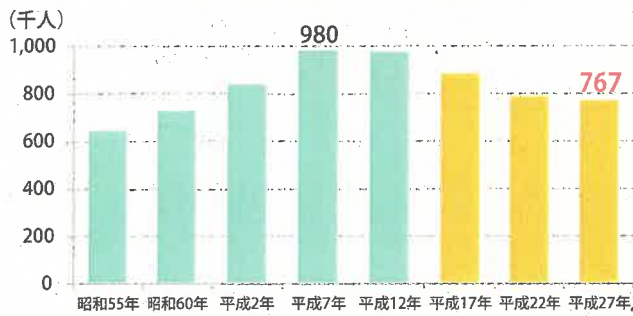
勧告・公表

独占禁止法違反の疑いがある場合は公正取引委員会へ通知

- **トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しています。**
- **我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないよう、荷主側の理解と協力の下で、ドライバーの労働条件の改善等の働き方改革を進める必要があります。**
- **荷主側でも、トラックドライバーの労働環境の現状や労働時間のルールをしっかりと把握し、トラック運送事業者がコンプライアンスを確保できるよう、必要な配慮をしなければなりません。**

トラック運転者はピーク時より**減少**

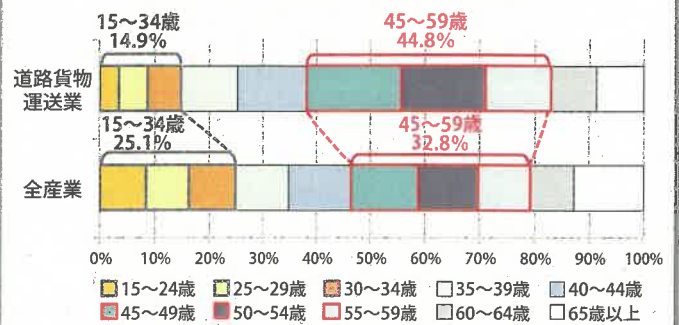
道路貨物運送業における自動車運転従事者数の推移



(出典) 国勢調査を基に作成

トラック運転者は**高齢化**

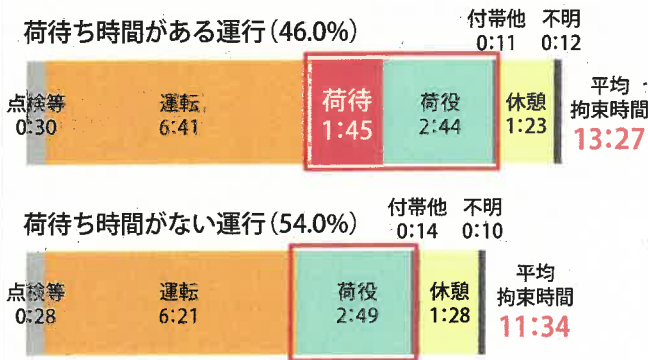
道路貨物運送業と全産業の年齢階級別就業者数構成比比較



(出典) 労働力調査(平成30年12月)より作成

長時間の荷待ち・荷役作業が発生

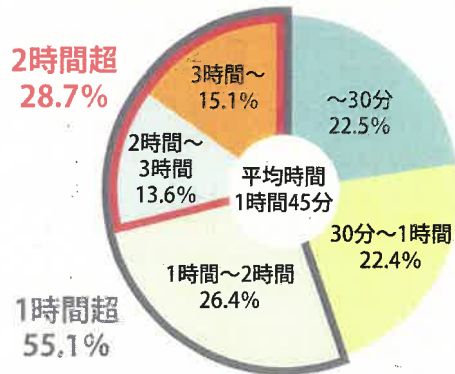
1運行あたりの平均拘束時間とその内訳



(出典) トラック輸送状況の実態調査(平成27年)

2時間を超える荷待ちが**約3割**

1運行あたりの荷待ち時間



(出典) トラック輸送状況の実態調査(平成27年)

トラック運送事業者はトラックドライバーに以下の**労働時間のルール**を守らせる必要があります、**違反した場合は処分**を受けることになります

● 労働時間のルール [改善基準告示] 厚生労働大臣が定めた基準です

拘束時間 (始業から終業までの時間)	<ul style="list-style-type: none"> ● 1日 原則 13 時間以内 最大 16 時間以内 (15 時間超えは 1 週間 2 回以内) ● 1 か月 293 時間以内
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	<ul style="list-style-type: none"> ● 継続 8 時間以上
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 2 日平均で、1 日あたり 9 時間以内 ● 2 週間平均で、1 週間あたり 44 時間以内
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 4 時間以内

詳しくは厚生労働省の HP (<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040330-10.html>) をご覧ください。



長労発基1018第1号
令和元年10月18日

関係各位 殿

長崎労働局長

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への
「しわ寄せ」防止について

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号。以下「働き方改革関連法」という。)により改正された労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する罰則付きの時間外労働の上限規制や年5日の年次有給休暇の確実な取得を始めとする改正事項が順次施行される中、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

平成30年12月に下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第3条第1項の規定に基づく振興基準が改正(平成30年経済産業省告示第258号)され、親事業者は、①自らの取引に起因して、下請事業者が労働基準関連法令に違反することのないよう配慮することや、②やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には下請事業者が支払うこととなる増大コストを負担することなどが新たに盛り込まれました。

また、働き方改革関連法により改正された労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成4年法律第90号)では、他の事業主との取引を行う場合において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮することが、事業主の努力義務となっています(平成31年4月1日施行)。

つきましては、適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などを行わないことについて、貴殿におかれましても御理解いただくとともに、社内の発注や調達部署の役員、責任者、担当者等に対しまして、適正な発注等が行われているか、御確認のほどお願いいたします。

事業主の皆様へ

長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう！！

ダメ！短納期発注！！

労働時間等設定改善法が改正され、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

事業主の皆様は、他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、企業内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。



厚生労働省・都道府県労働局

「労働時間等設定改善法」とは、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働者がその有する能力を有効に発揮できるようにしようとする法律です。

また、「労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）」とは、労働時間等設定改善法第4条第1項の規定に基づく指針（告示）であり、事業主等が労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項を定めたものです。

それぞれ次のとおり規定されており、施行日は2019年4月1日です。

労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）（抄）

（下線部分が今般の改正で加わったところです。）

（事業主等の責務）

第2条 事業主は、その雇用する労働者の労働時間等の設定の改善を図るため、業務の繁閑に応じた労働者の始業及び終業の時刻の設定、健康及び福祉を確保するために必要な終業から始業までの時間の設定、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 事業主は、労働時間等の設定に当たっては、その雇用する労働者のうち、その心身の状況及びその労働時間等に関する実情に照らして、健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対して、休暇の付与その他の必要な措置を講ずるように努めるほか、その雇用する労働者のうち、その子の養育又は家族の介護を行う労働者、単身赴任者（転任に伴い生計を一にする配偶者との別居を常況とする労働者その他これに類する労働者をいう。）、自ら職業に関する教育訓練を受ける労働者その他の特に配慮を必要とする労働者について、その事情を考慮してこれを行う等その改善に努めなければならない。

3 （略）

4 事業主は、他の事業主との取引を行う場合において、著しく短い期限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないこと、当該他の事業主の講ずる労働時間等の設定の改善に関する措置の円滑な実施を阻害することとなる取引条件を付けないこと等取引上必要な配慮をするように努めなければならない。

労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）（平成20年厚生労働省告示第108号）（抄）

（下線部分が今般の改正で加わったところです。）

2 事業主等が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置

(1) ~ (3) (略)

(4) 事業主が他の事業主との取引上配慮すべき事項

個々の事業主が労働時間等の設定の改善に関する措置を講じても、親企業からの発注等取引上の都合により、その措置の円滑な実施が阻害されることとなりかねない。特に中小企業等において時間外・休日労働の削減に取り組むに当たっては、個々の事業主の努力だけでは限界があることから、長時間労働につながる取引慣行の見直しが必要である。このため、事業主は、他の事業主との取引を行うに当たっては、例えば、次のような事項について配慮すること。

イ 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。

ロ 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。

ハ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

また、厚生労働省では、事業場の労働基準関係法令違反の背景に、極端な短納期発注等に起因する下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）等の違反が疑われる事案については、公正取引委員会や中小企業庁に通報する制度の強化を図っていくことにしています。

長時間労働につながる取引慣行の見直しについては、

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）まで

(2019年1月)

下請振興法の 「振興基準」とは？

平成30年12月に振興基準が改正されました！



下請振興法の「振興基準」とは？

- 親事業者と下請事業者の、**望ましい取引関係**を定めています。
- 下請法とは異なり、資本金が自己より小さい中小企業者に対して、**製造委託等を行う幅広い取引が対象**となります。

※「振興基準」：下請中小企業振興法第3条第1項に基づき、経済産業大臣が制定（経済産業省告示）。

改正の POINT

- **大企業間の取引についても手形払いを現金化に！**
- **型代金は、下請事業者から一括払いの要望があれば、速やかに支払うよう努めること！**
- **「働き方改革」への対応によって、下請事業者に不利益になるような取引を行わないこと！**

01 親事業者と下請事業者は共存共栄!

親事業者は、「働き方改革」や生産性の向上に取り組むことが出来るよう、下請事業者への訪問や面談を欠かさないように心がける。



02 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努める。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮する。
- 取引の停止、又は大幅に減少しようとする場合には、経営に影響を及ぼさないよう十分な猶予を持って予告する。



03 一方的な原価低減要請は止めましょう!

親事業者は、原価低減要請をするとき、経済合理性や十分な協議を欠いた要請はしない。

例えば・・・

- 原価低減目標の数値のみを提示する。
- 原価低減要請に応じることを発注継続の前提とする。
- 文書や記録を残さない(口頭で削減幅を示唆)等

単価決定にあたっては、十分に協議して欲しい。でも、取引が止められたら困るなあ...



04 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議する。



05 金型・木型の保管コストは親事業者が負担しましょう!

- 金型などの保管は、双方が十分に協議して、方法や費用負担を明確に定める。
- 親事業者の事情によつて下請事業者にその保管を求めている場合には、親事業者が費用を負担する。



06 支払いは現金! 手形の場合、親事業者が割引料の負担をしましょう!

- 下請代金の支払いは可能な限り現金にする。
 - 手形などによる場合は、割引料を下請業者に負担させることがないようにする。
 - 手形サイトは120日(繊維業においては90日)を超えてはならないことを当然として、将来的に60日以内とするように努める。
- NEW** 大企業は率先して、大企業間の取引においても手形払いの現金化などの支払条件の見直しなどを進める。
- NEW** 親事業者が型を製造委託した場合、下請業者に代金を60日以内に支払う。
- NEW** 型を下請事業者が保管する場合、代金の支払い方法は下請事業者と十分協議し、一括払いの要望があれば速やかに支払うよう努める。



07 業界で自主行動計画を作り、親事業者は積極的に協力しましょう!

- 親事業者、下請事業者ともに下請ガイドラインを守る。親事業者は下請ガイドラインの内容に即して、マニュアルや社内ルールを整備し、自社の調達において徹底させる。
- 業界団体は、サプライチェーン全体の「取引適正化」と「付加価値向上」を図るため、自主行動計画を策定する。親事業者はそれに積極的に協力する。

※平成31年4月時点で、自動車、成形材、建設機械、繊維、電機・情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、トラック運送、建設、機械製造、流通、管線、放送コンテンツの12業種32団体が自主行動計画を策定・公表。



08 **NEW** 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短期発注や急な仕様変更などを行う場合には、
残業代等の**適正なコスト**は親事業者が負担する。
- 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する
不利益となるような取引や要請は行わない。

例えば・・・

- 無理な短期発注への納期遅れを理由とした
受注拒否や減額
- 納期や工期の過度な年長未長中

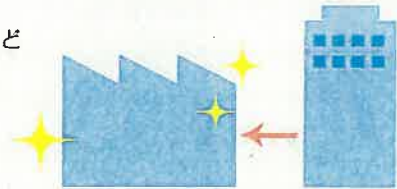
ありがとうございます！
より良い労働環境を
目指して
頑張ります！



09 親事業者は下請事業者の「事業承継」に協力しましょう!

- 下請事業者の円滑な事業承継実施に向けて、
経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援など
積極的な役割を果たすこと。

- NEW** 下請事業者も事業承継計画の策定など、
事業継続に向けた計画的な取組を行う。



10 **NEW** 天災等緊急事態に備え、災害時には協力して行動しましょう!

- 自然現象による災害など緊急事態の発生により、
サプライチェーンが寸断されることがないように、
連携して事業継続計画（BCP）の策定や
事業継続マネジメント（BCM）の実施に努める。

天災等が発生した場合・・・

- 下請事業者は速やかに被害状況を親事業者に知らせる。
- 親事業者は天災等発生後、下請事業者の被害状況を確認して、
一方的な負担を押し付けることがないように注意する。
- 親事業者は被害を受けた下請事業者が事業活動の維持又は再開する
場合、出来る限り取引関係の継続や優先的な発注など配慮する。

迅速な
情報の共有を
心がけます！

天災は
いつ起きるか
分かりません
からね！



取引条件改善に向けた取組みについてはコチラ ▶

世耕プラン



〈本件に関する問い合わせ先〉 中小企業庁 取引課 TEL 03-3501-1669



「働き方改革」を阻害する不当な行為を しないよう気を付けましょう!!

以下の行為は、下開法や禁止法で定める禁止行為に該当する可能性があります。

01 買いたたき

(下開法第4条第1項第5号・禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例① 短納期発注による買いたたき

発注者は、短納期発注を行い、受注者は休日対応することを余儀なくされ、人件費等のコストが大増に増加したにもかかわらず、通常の単価と同一の単価を一方的に定めた。



事例② 業務効率化の果実の摘み取り

発注者は、受注者から社外物である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、資料を分析し、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、画しく低い取引対価を一方的に定めた。



02 減額

(下開法第4条第1項第3号・禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例③ 付加価値の不払

発注者は、書面において短納期発注については「特急料金」を定めていたところ、受注者に対して短納期発注を行ったにもかかわらず、「予算が足りない」などの理由により、特急料金を支うことなく、通常の代金しか支払わなかった。

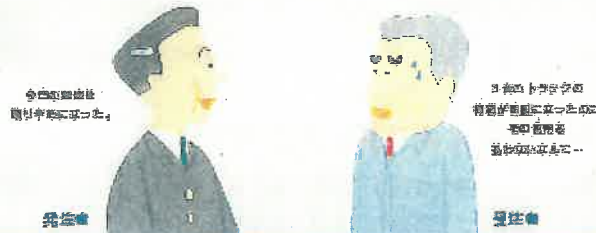


03 不当な給付内容の変更・やり直し

(下開法第4条第2項第4号・禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例④ 直前キャンセル

発注者は、受注者に対して運送業務を委託しているところ、特定の荷主の荷物を集荷するために、毎週特定の曜日に受注者のトラックを数台待機させることを契約で定めていた。当日になって「今日の配送は取りやめになった」と一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わなかった。



04 受領拒否

(下開法第4条第1項第1号・禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例⑤ 短納期発注による受領拒否

発注者は、発注後、一方的に納期を短く変更し、受注者は従業員による長時間勤務によって対応したが、その納期までに納入が間に合わず、納入遅れを理由に商品の受領を拒否した。



05 不当な経済上の利益提供要請

(下開法第4条第2項第2号・禁止法第2条第9項第5号ロ)

事例⑥ 働き方改革に向けた取組のしわ寄せ

発注者は、商品の発注に関するデータの自社システムへの入力業務を発注者自ら行うべきであるにもかかわらず、受注者に対して無償で行わせた。




11月は「しわ寄せ防止 キャンペーン月間」です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



STOP!
しわ寄せ

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などは止めましょう!

 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

 中小企業庁  公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



(しわ寄せ防止特設サイト)



厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」が改正され(平成31年4月1日施行)、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担すること。
- 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…

- 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議すること。

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などは止めましょう!

